

平成22年3月30日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成22年3月30日(火) 午後5時00分
場 所	教育委員会室
開 会	午後5時00分
閉 会	午後6時39分
出席委員	
委 員 長	高 木 新 太 郎
委 員	高 杉 政 宏
委 員	横 井 利 男
委 員	鈴 木 み ゆ き
教 育 長	久 保 孝 之
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	坂 本 康 治
庶 務 課 長	後 藤 隆 宏
学 務 課 長	石 井 秀 和
指 導 室 長	仁 王 紀 夫
すみだ教育研究所長	須 藤 浩 司
生涯学習課長	福 山 弘
スポーツ振興課長	郡 司 剛 英
あずま図書館長	渡 邊 久 尚

2 会議の概要

高木委員長 それでは、教育委員会を始めたいと思います。本日の会議録署名人は高杉委員にお願いいたします。

高木委員長 本日は、議事に入る前に本日の教育委員会の非公開についてお諮りしたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第6項で、教育委員会は公開すると規定されていますが、同項のただし書きの規定により、人事に関する事件、その他の事件について、委員長または委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことができる

ことになっております。本日は、議決事項7件及び報告事項9件を予定しておりますが、このうちの議決事項第17、議案第38号「『平成22・23年度墨田区青少年委員の委嘱』について」及び議決事項第18、議案第39号「スポーツ施設開放指導員の退任に伴う感謝状の贈呈について」は、人事に関する事件、その他の事件に該当しますので、当該議決については非公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

高木委員長 それでは、異議がないものと認め、議決事項第17、議案第38号「『平成22・23年度墨田区青少年委員の委嘱』について」から議決事項第18、議案第39号「スポーツ施設開放指導員の退任に伴う感謝状の贈呈について」は、非公開とすることに決定します。なお、議事の都合により適宜、教育委員会を閉じ、休憩をしたいと思っておりますので、ご了承ください。

議決事項第1

議案第22号「墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

高木委員長 何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、議決事項第1、議案第22号、「墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は、原案どおり改正することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

高木委員長 それでは、原案どおり決定します。

議決事項第2から議決事項第5

議案第23号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について」から議案第26号「幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

高木委員長 何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、議決事項第2、議案第23号、「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について」から議決事項第5、議案第26号「幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について」は、原案どおり改正することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

高木委員長 それでは、原案どおり決定します。

議決事項第6から議決事項第10

議案第27号「墨田区教育委員会事務局処務規則の一部改正について」から議案第31号「墨田区教育委員会緑の愛護に関する規程の一部改正について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

高木委員長 何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、議決事項第6、議案第27号、「墨田区教育委員会事務局処務規則の一部改正について」から議決事項第10、議案第31号「墨田区教育委員会緑の愛護に関する規程の一部改正について」は、原案どおり改正することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

高木委員長 それでは、原案どおり決定します。

議決事項第 1 1 から議決事項第 1 4

議案第 3 2 号「墨田区体育館等の設置及び処務に関する規則の一部改正について」から議案第 3 5 号「屋内プール体育館に係る行政財産の用途廃止について」の案件を上程し、スポーツ振興課長が説明する。

高木委員長 何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、議決事項第 1 1、議案第 3 2 号、「墨田区体育館等の設置及び処務に関する規則の一部改正について」から議決事項第 1 4、議案第 3 5 号「屋内プール体育館に係る行政財産の用途廃止について」は、原案どおり改正及び廃止することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高木委員長 それでは、原案どおり決定します。

議決事項第 1 5

議案第 3 6 号「墨田区立図書館処務規則の一部改正について」の案件を上程し、あずま図書館長が説明する。

高木委員長 あずま図書館次長が立花図書館長を、寺島図書館長が八広図書館長を兼ねるということですね。何か他にご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、議決事項第 1 5、議案第 3 6 号、「墨田区立図書館処務規則の一部改正について」は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高木委員長 それでは、原案どおり決定します。

議決事項第 1 6

議案第 3 7 号「墨田区立学校徴収金事務取扱規程の制定について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

高木委員長 俗にいわれる学校内での私費会計の収支の話になりますよね。この規程は今まではなかったんですか。

庶務課長 はい、ありませんでした。この規程制定についての背景を申し上げますと、昨今、公費もそうですが私費会計に関するサービス事故がありましたので、それを踏まえて東京都教育委員会の方から策定するようにという指導がありました。そういったことを受けて、今回墨田区で私費会計について策定するものです。当然今までも学校ではこういった会計を行なってきたわけですが、それを規程という形でまとめて、その規程を使って学校でも整理していただきたいという考え方です。先ほど説明しました収入承認書と支出承認書が別表であります。これで収入・支出については校長が確認しながら、通帳を及び現金出納簿を見ながら証拠書類も添付して、きちんと処理してもらいたいということです。これは東京都の準則や先行して実施している区を参考に策定しました。また、2～3月に校長会等にもお話をさせていただいています。今後、実務を行なうに当たっては手引きなどを作成していかうとは考えています。

高木委員長 給食費なんか問題になりますけれど、こういう私費会計ははっきりしていないと漏れ

てしまうんですね。そして漏れた時に規程がないと手立てがないと思うんです。だから、そういう意味では規程を作るというのは非常に良いことだと思います。

横井委員 ちょっとよろしいでしょうか。会計の服務事故のためにこの規程を作成するという事は非常に重要なことだと思いますが、問題は私費会計の徴収のというのがあると思うんです。未納者が出た場合、今後こういう規程があるために徴収金担当者の責任になりかねないのではと。最初に規程を決める時にはそういった趣旨はないけれど、運用している間に徐々に、「ここに規程があるじゃないか、なぜきちんと予算どおりに徴収できないのか」という責任です。学校徴収金担当者が決まっているわけですから、そのあたりについての運用をきちんと考えておかないといけない。今でも、この1(1)の「積立金等、学習指導要領に定められた学校教育活動を行なうために保護者等が負担する経費」で教材費を集めますが、家庭によっては持ってこないというのもありますよね。額が小さいから担任が立て替えて、それっきりになっているという例は少なからず現場ではあるわけです。それまでももちろん良くないわけですから、きちんとした規程を作って、徴収もきちんとできるようにしていかなければならない。特に給食費の場合は額が大きいわけですし、中には確信犯的に未納になるケースもありますから、そういうことに対する対応をどこかで考えておかなければならないと思います。給食費の未納の場合、校長がその対応にかなりの時間を取られるということもありますので、ぜひその辺りの運用が、不必要に学校の負担にならないように配慮していただければと思います。

庶務課長 どちらかというこの目的は適正な管理ということが主眼でございますが、今のお話は現場からも出ている話ですので留意していききたいとは考えています。

高木委員長 今回初めて作るわけだから、これから何か問題があったら手直りするんですね。

庶務課長 この規程は基本的事項ですので、運用の面に実際上はなろうかと思えます。

高木委員長 初めてのことでですから、これでやってみたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、議決事項第16、議案第37号、「墨田区立学校徴収金事務取扱規程の制定について」は、原案どおり制定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高木委員長 それでは、原案どおり決定します。

(ここで、秘密会の審議を行う。)

(秘密会終了後、教育委員会を開会する。)

議決事項第19

議案第40号「平成22年度墨田区立学校の休業日の変更について」の案件を上程し、指導室長が説明する。

高木委員長 公式的には都民の日は休めるということですか。

指導室長 原則はそうなります。

高木委員長 それから、開校記念日も休める。その二つが休めるということでしょうか。

指導室長 はい、あとは管理運用規則に規定されているのは長期休業日、それ以外に教育委員会の認める日となっています。

高木委員長 よろしいでしょうか。それでは、議決事項第19、議案第40号、「平成22年度墨田

区立学校の休業日の変更について」は、原案どおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高木委員長 それでは、原案どおり決定します。

報告事項第 1

「寄付者への感謝状の贈呈について」、資料 1 のとおり庶務課長が説明する。

高木委員長 事後報告ということになります。

報告事項第 2

「公有財産の受領について」、資料 2 のとおり庶務課長が説明する。

(特に意見なし)

報告事項第 3

「錦糸中学校校長職の代行発令について」、指導室長が説明する。

高杉委員 卒業証書については、私も文花中に行った時にどうなっているのか質問を受けました。

次長 3月の12日に石川副校長からPTAの皆さんに説明をしたという経緯がございました。もう少し丁寧に経緯を説明すべきだということで、私と指導室長が学校に伺って石川副校長に率直にお詫びをいたしました。制度上、石川副校長の名前で卒業証書を渡さざるをえないということでご理解いただいたところです。石川副校長のほうからはぜひ生徒自身に説明してほしいということでした。卒業式の予行演習がありましたので、私と統括指導主事が参りまして、事の経緯について全校生徒に説明をしました。石川副校長の名前で卒業証書を渡すこととなったこと、校長の任は解かれているけれど、原田先生からは皆さんによるしくとのことでしたということでご理解をいただき、19日には混乱することなく無事に卒業式を終えることができました。

高杉委員 先生が倒れてから3ヶ月という節目で、こういうことが起こったんでしょうね。

次長 教育委員会で休暇をもう少し伸ばしてあげればいいのかという意見もありましたが、制度的に90日という制限があり、それ以上となると休職扱いにせざるをえない。そうすると休職に伴って休職発令が出されますと、校長の任を解かざるをえないということになる。その辺の事情が形式ばっているというふうにおっしゃられたようでございます。このあたりの経緯を説明したプリントを保護者全員にお配りしてご理解をいただきました。

高杉委員 制度上このように決まっていれば仕方ありませんよね。

高木委員長 そうすると、今錦糸中学校は校長先生はいないということですか。職務代行という形で副校長先生が代行して、新たに副校長がいるわけではないんですね。

教育長 副校長の職務の中に「校長が欠けた場合は代行する」ということが入っています。特に発令行為をしなくても代行は出来るんですが、確認の意味で発令をしております。

高木委員長 一時的な意味合いがあるのかなと思ったんですが。

教育長 ですから3月10日から31日までの代行であり、4月からは新しい校長が来て、副校長は副校長の職務になるわけです。その20日の間は校長がいらないため、校長の名前で公文書を発行でき

ませんので代行ということになります。

報告事項第4

「弓道場の利用区分の変更について」、資料3のとおりスポーツ振興課長が説明する。
(特に意見なし)